

(別紙)

漁業法第 31 条に基づく「くろまぐろ」の漁獲量の公表について

漁業法第 31 条に基づき、本県の漁獲量を公表します。

令和 8 年 2 月 12 日
長崎県知事 大石 賢吾

1. 特定水産資源の種類

くろまぐろ (30kg 未満の小型魚) (以下、「小型魚」という。)

2. 管理期間

令和 7 年 4 月から令和 8 年 3 月まで

3. 対象となる海区

県南海区

4. 県南海区の小型魚割当量に対する漁獲量の率

(2 月 11 日までの暫定値)

73.4%

県南海区の小型魚漁獲量	:	3.182 トン
県南海区の小型魚割当量	:	4.336 トン

5. 県南海区の小型魚割当量に対する漁獲量の状態

7 割を超過 (令和 8 年 2 月 11 日集計時点)